

HTLV-1総合対策の概略と現状について

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

HTLV-1 対策の経緯

平成14年	• 第1回HTLV/ATL研究発表会開催。HTLV-1感染者疫学調査（JSPFAD）開始。
平成15年6月	• HAMの患者会「アトムの会」鹿児島で結成。
平成17年12月	• NPO法人「日本からHTLVウイルスをなくす会」設立。
平成20年5月	• HTLVの研究者や関連疾患の臨床医によって「HTLV-1研究会」が発足
平成21年7月	• 研究者・患者団体の有志により「HTLV-1感染総合対策等に関する有識者会議」が設置され、「厚生労働省が対策を総合的に推進する枠組みを確保し、継続的協議の場を設けるべき」と提言。
平成22年9月8日	• 菅首相(当時)が「HTLV-1特命チーム」を立ち上げ。
平成22年12月20日	• HTLV-1特命チーム第4回会合で「HTLV-1総合対策」がとりまとめられる。 • 5つの重点分野として、1)感染予防対策、2)相談支援、3)医療体制の整備、4)普及啓発、情報提供、5)研究開発の推進、から構成。
平成23年7月5日	• 第1回「HTLV-1対策推進協議会」開催（直近は令和元年10月25日に第14回を開催） • 総合対策の推進体制を着実なものとするため、厚生労働省の関係各課の連携、地方自治体や関係機関の協力の下、各種対策取組みを進めている。
平成24年4月1日	• 患者団体が統合され、NPO法人「スマイルリボン」を設立。
平成25年11月1日	• HTLV-1研究会を母体として「日本HTLV-1学会」設立。
令和3年3月31日	• 日本HTLV-1学会、患者団体からの、HTLV-1の5類感染症指定への要望に基づき、第1回HTLV-1感染症の感染症法上の取り扱いを検討する小委員会開催。
令和4年3月30日	• 第2回HTLV-1感染症の感染症法上の取り扱いを検討する小委員会開催。
令和4年6月29日	• 第62回厚生科学審議会感染症部会で感染症法上の取り扱いについて議論。
令和5年4月1日	• HTLV-1普及啓発事業実施要綱を定め、普及啓発等の事業を開始。

HTLV-1総合対策の骨子

推進体制

国、地方公共団体、医療機関、患者団体等の密接な連携を図り、HTLV-1対策を強力に推進

●厚生労働省：

・HTLV-1対策推進協議会の設置

患者、専門家等が参画し、協議会での議論を踏まえて、総合対策を推進

・省内連携体制の確立と、窓口担当者の明確化

●都道府県： HTLV-1母子感染対策協議会

●研究班： HTLV-1・ATL・HAMに関連する研究班の総括的な班会議

研究班の連携強化、研究の戦略的推進

重点施策

1 感染予防対策

- 全国的な妊婦のHTLV-1抗体検査と、保健指導の実施体制の整備
- 保健所におけるHTLV-1抗体検査と、相談指導の実施体制の整備

2 相談支援（カウンセリング）

- HTLV-1キャリアやATL・HAM患者に対する相談体制の整備
 - ・相談従事者への研修の実施やマニュアル等の配布
- ※相談体制の構築や手引きの作成等において、患者団体等の協力も得ながら実施

3 医療体制の整備

- 検査精度の向上や発症リスクの解明に向け、標準的なHTLV-1ウイルスのPCR検査方法等の研究の推進
- ATL治療に係る医療連携体制等の整備、地域の中核的医療機関を中心としたHAMの診療体制に関する情報提供
- ATL及びHAMの治療法の開発・研究の推進、診療ガイドラインの策定・普及

4 普及啓発・情報提供

- 厚労省のホームページの充実等、国民への正しい知識の普及
- 母子感染予防のため、ポスター、母子健康手帳に挟むリーフレット等を配布
- 医療従事者や相談担当者に対して、研修等を通じて正しい知識を普及

5 研究開発の推進

- 実態把握、病態解明、診断・治療等の研究を総合的・戦略的に推進
- HTLV-1関連疾患研究領域を設け、研究費を大幅に拡充

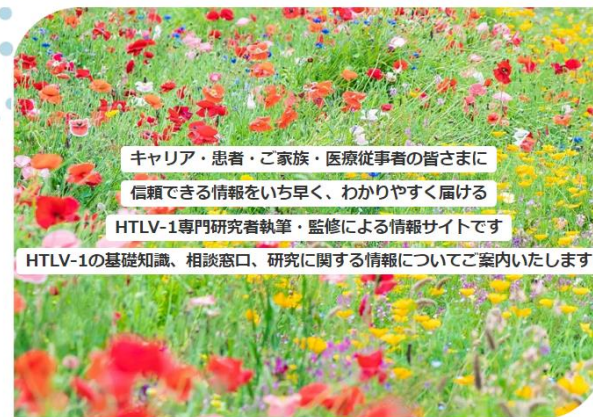
○ 厚生労働省 ホームページ



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/>

令和5年12月現在

○ HTLV-1 情報ポータルサイト



◆運営：

厚生労働行政推進調査事業費新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業

「「HTLV-1総合対策」推進におけるキャリア対策の基盤整備と適正な研究開発の推進に資する包括的評価と提言のための研究」（研究代表：渡邊 俊樹）

◆趣旨：HTLV-1の無症候性キャリア・関連疾患の患者・ご家族の皆さまに信頼できる情報をいち早く、わかりやすく届ける。

HTLV-1の感染症法上の取り扱いについて

概要

- HTLV-1の感染症法上の取り扱いを検討する小委員会において、疫学、届出、差別・偏見や相談体制、研究・開発の観点から議論。
- 小委員会での意見をもとに、令和4年6月29日に第62回厚生科学審議会感染症部会で議論。

感染症部会での論点ごとのご意見

論点①

HTLV-1についてどのような「疾病」が届出対象と考えられるか。

- ATL、HAMについて、感染防止対策の観点で位置づけは適切なのか。
- 腫瘍性疾患又は神経疾患領域の疾病対策でカバーされるのがまず前提ではないか。

論点③

社会やHTLV-1キャリア本人がどのような反応すると考えられるか。

- HTLV-1感染症に対する体制の整備につながりうる (小委員会意見)。
- 水平感染を考慮すると誤解や偏見、差別につながりやすい懸念がある。キャリアに対して不安が増強するのではないか。

論点②

HTLV-1は、他の5類指定疾患と同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあると考えられるか。

- 論文でもHTLV-1感染そのものの健康に対する影響が指摘されている (小委員会意見)。
- HTLV-1キャリアの方への治療につなげる手段が少なく、行政的な仕組みにするのは難しい。

論点④

どのような届出が行われることが妥当か。また、感染症対策としてどのような進展が考えられるか。

- 感染実態の把握により病気についての理解が広がりうる。
- 95%の方は無症候だが全数届出を義務づけるのか。
- 傾向の把握は出産や献血のときの検査等で十分ではないか。
- 全数を届け出られても、保健所で長期にわたってキャリアの方を登録しておくというのは考えにくい。

- 感染症法上の位置づけに関しては、部会として一致した見解は得られず見送り。
- HTLV-1の普及啓発、キャリアへの相談体制の受け皿の整備の必要性の指摘。

HTLV-1検査を希望する方への相談体制・啓発活動を推進するため、令和5年度より、日本HTLV-1学会への委託として、「HTLV-1に関する普及啓発事業」を実施。

HTLV-1に関する普及啓発事業

◆「HTLV-1に関する普及啓発事業の実施について」令和5年5月8日 健発0508第35号 厚生労働省健康局長通知により、HTLV-1総合対策の推進に資するために、HTLV-1に関する普及啓発事業の実施を日本HTLV-1学会に委託。

1 目的

一般社団法人日本HTLV-1学会（以下「日本HTLV-1学会」という。）が行うHTLV-1に関する普及啓発により、HTLV-1の正しい理解の促進を図るとともに、診断、治療を行う医師や保健所職員等の専門性向上を図るための講習会の開催、HTLV-1キャリアのための相談体制の整備等を行うことによって、HTLV-1総合対策の推進に資する事業を行うことを目的とする。

2 事業の委託先

日本HTLV-1学会

3 事業の内容

(1) HTLV-1に関する普及啓発

国民がHTLV-1を正しく理解できるよう、インターネット、ポスター及びリーフレット等の媒体を用いて、HTLV-1の概要、検査・予防方法等の啓発を行う。

(2) HTLV-1に関する講習会の開催

HTLV-1の診断、治療、相談を行う医師や保健所職員等に対して、HTLV-1の専門性を向上させ、医療の均てん化を図るための講習会を開催する。なお、講習会は原則としてオンラインで開催する。

(3) HTLV-1に関する相談体制の整備

HTLV-1キャリア（HTLV-1関連疾患含む）のQOL向上に資するための相談体制を整備する。